

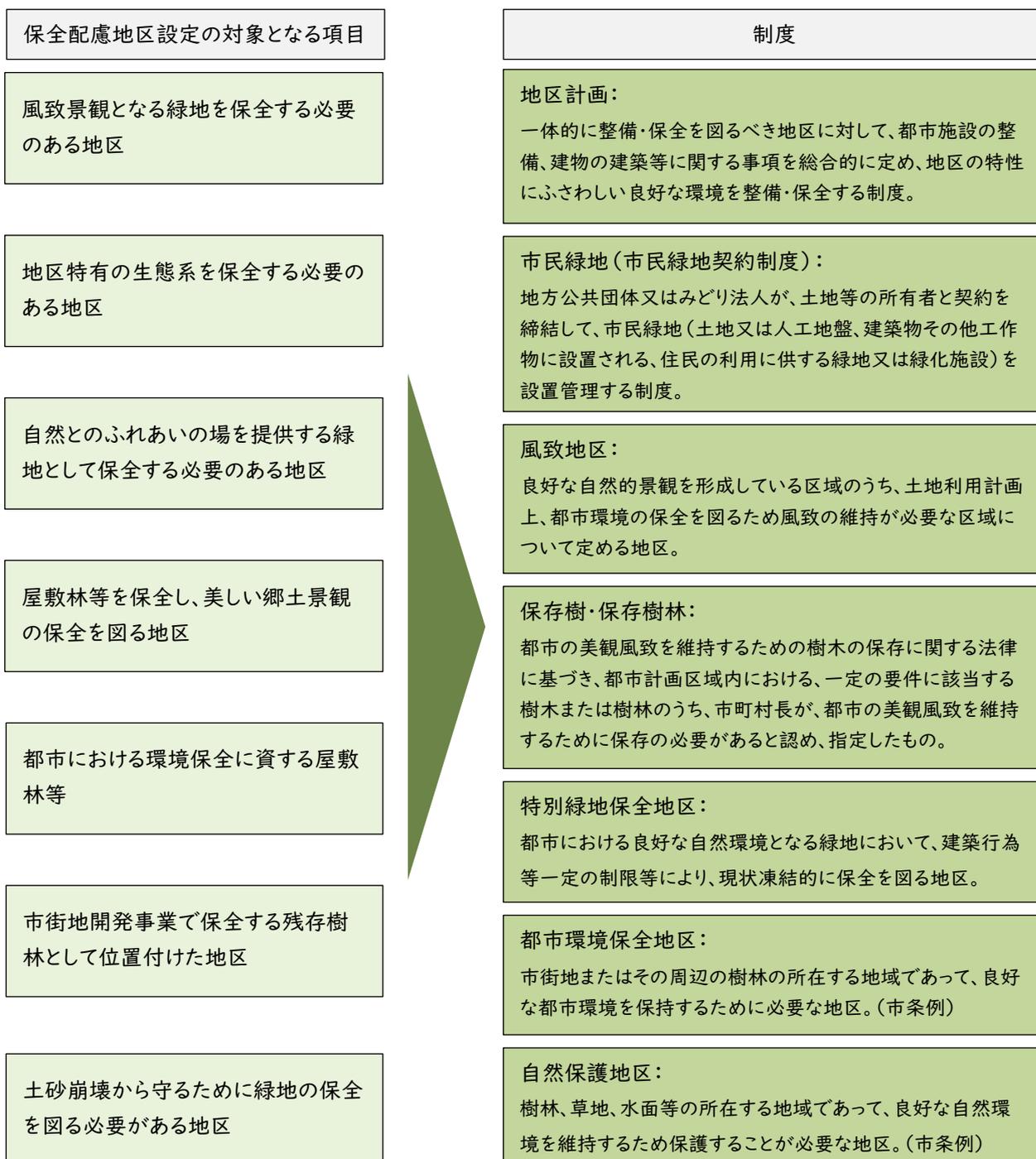
## 第7章 保全配慮地区・緑化重点地区

## I 保全配慮地区の設定

保全配慮地区は、風致景観や生態系の保全、市民の自然とのふれあいの場の提供等の観点から、緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区について設定し、地区内の詳しい緑地保全の方針を明らかにするものです。

保全配慮地区は、次のような項目が設定の対象となり、これと関連する次のような制度を用いて、緑地の保全事業を推進していくことが可能です。

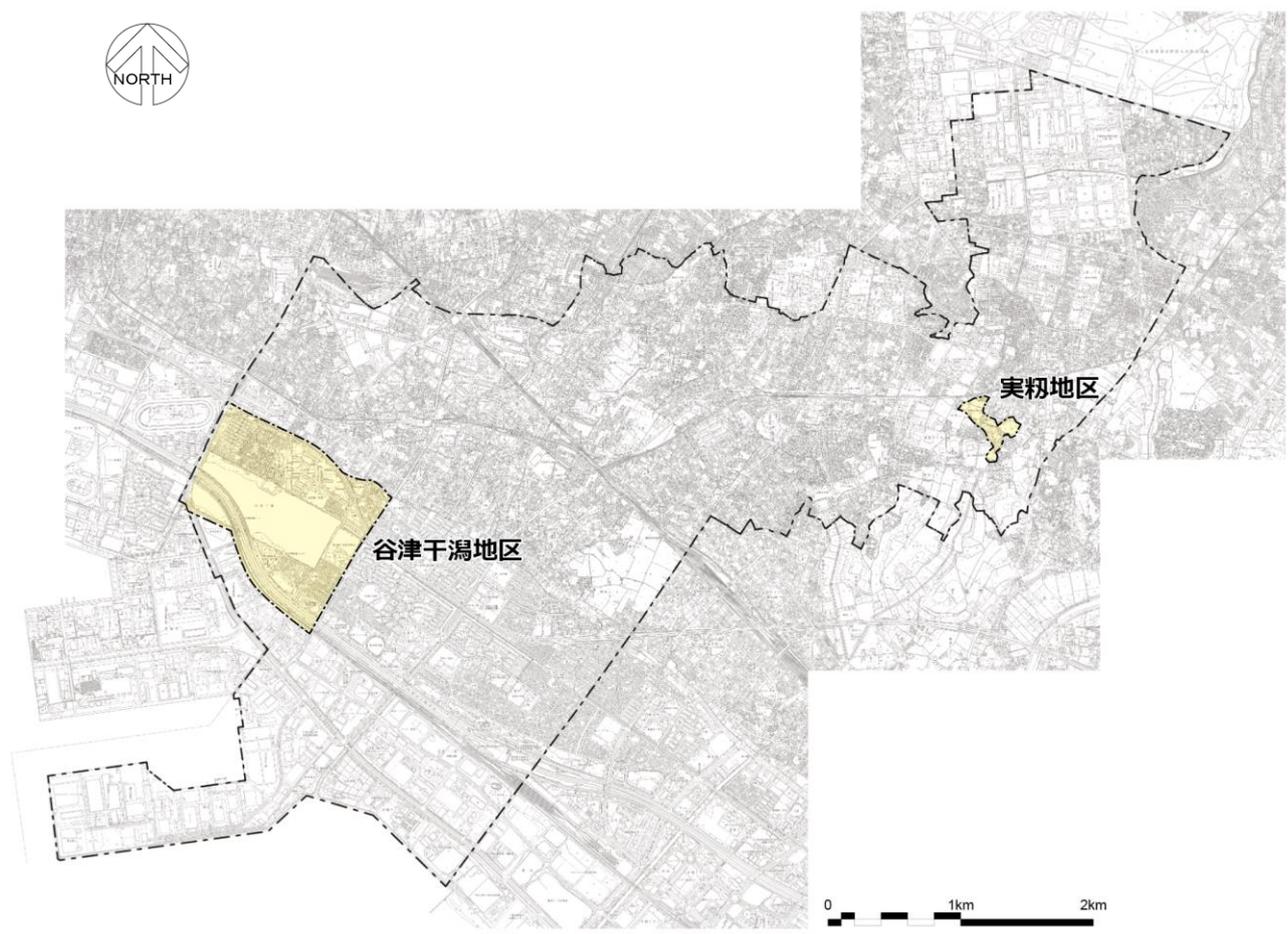
### 保全配慮地区



本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と水の拠点」から、以下の2つの地区について保全配慮地区を設定します。

- 谷津干潟地区
- 実籾地区

保全配慮地区位置図

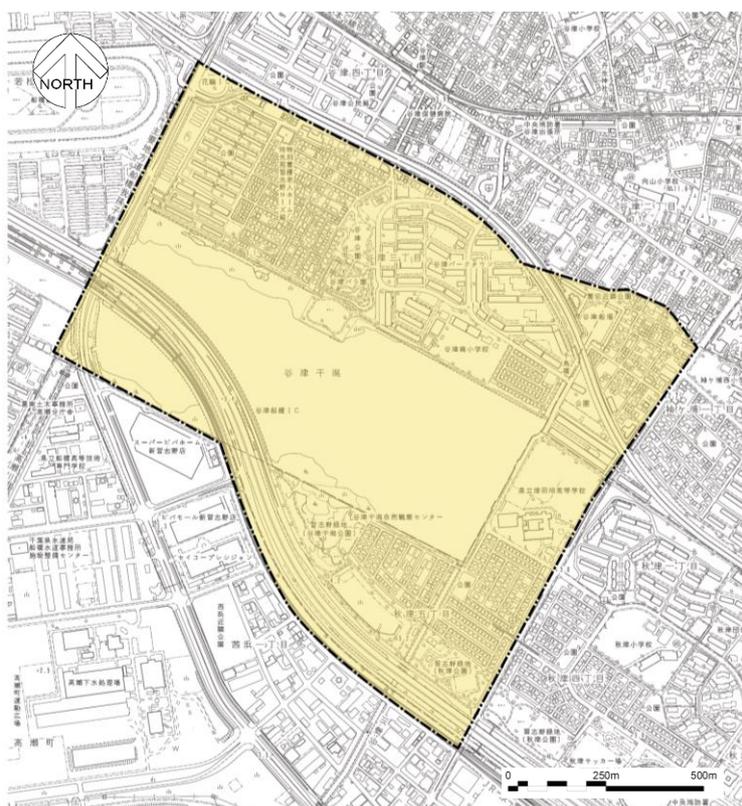


## (1) 谷津干潟地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、谷津干潟、習志野緑地（谷津干潟公園）、谷津公園等で構成されています。
- 谷津干潟は、全域が国指定鳥獣保護区に指定されており、また一部を除いて特別保護地区に指定されています。谷津干潟は、全国有数のシギ・チドリ類の渡来地であり、平成5（1993）年6月には、湿地として日本で初めてラムサール条約に登録されました。
- 近年の環境省による調査結果では、海水の滞留による干出面積の減少、アオサ類の大量繁殖、枯死物の堆積や腐敗による底生生物の減少など、水鳥類の採餌環境の悪化が影響されています。また、増えすぎたアオサの腐敗による悪臭は、近隣住民の生活環境にも影響を与えます。
- 環境省では、平成22（2010）年度以降、「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」として、底生生物やアオサの腐敗状況のモニタリング、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取り組みを実施しました。その結果、嵩上げ箇所では、鳥類の休憩する様子が認められる等の変化が確認され、干潟の干出面積も増加したと推定されています。

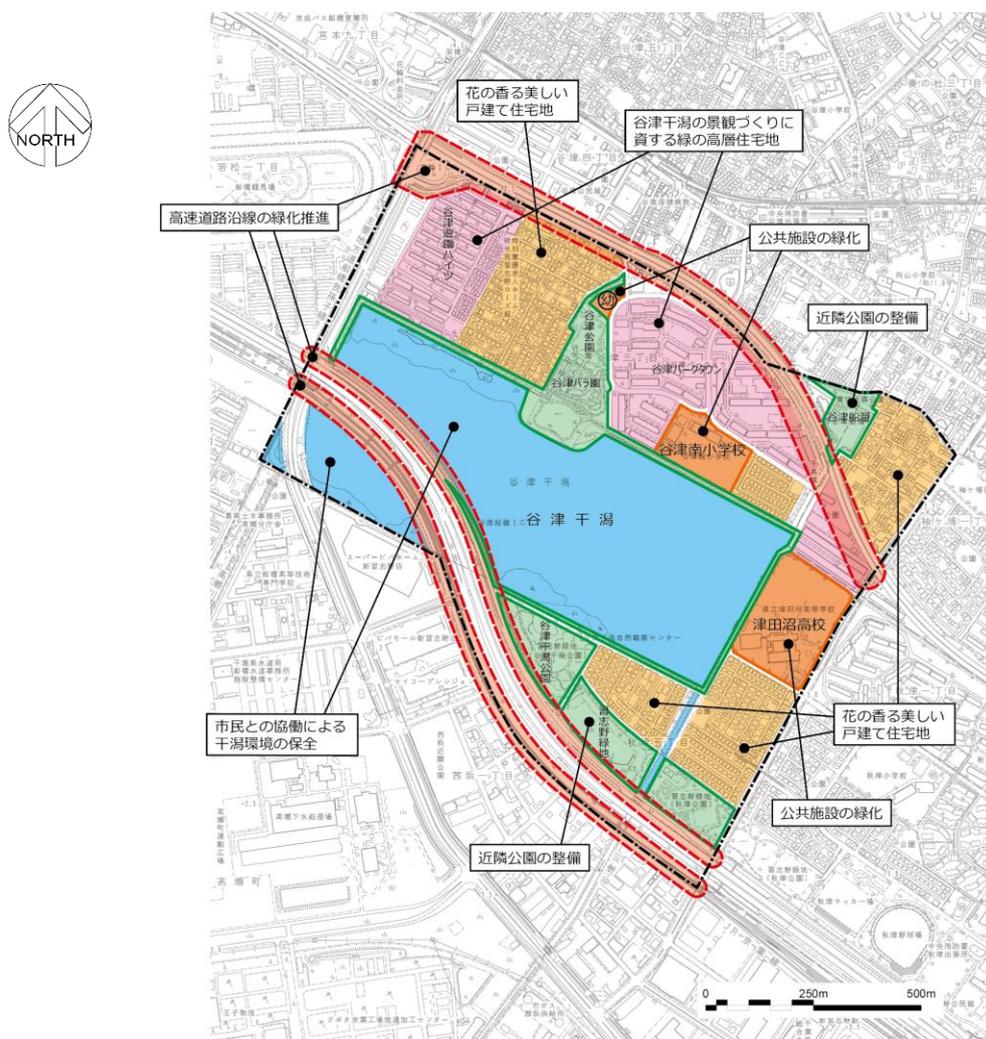
谷津干潟地区 区域図



## ② 保全の目標と基本方針

保全の目標	“人々の憩いと自然観察の拠点となる干潟環境の保全”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国でも有数のシギ・チドリ類の渡来地で、ラムサール条約登録湿地である谷津干潟について、国指定鳥獣保護区の指定継続を図ると共に、今後とも干潟環境の保全に取り組んでいきます。</li> <li>● 習志野緑地（谷津干潟公園）や谷津公園は、人々の憩いの場、自然観察の場としての運営を継続します。</li> <li>● 干潟の管理及び保全にあたっては、干潟を所管する国が実施する取り組みに、全面的に協力します。</li> <li>● 国内外の湿地を抱える自治体間で連携を図り、水鳥の保護と、それを通じた人的交流を図ります。</li> </ul>

谷津干潟地区方針図

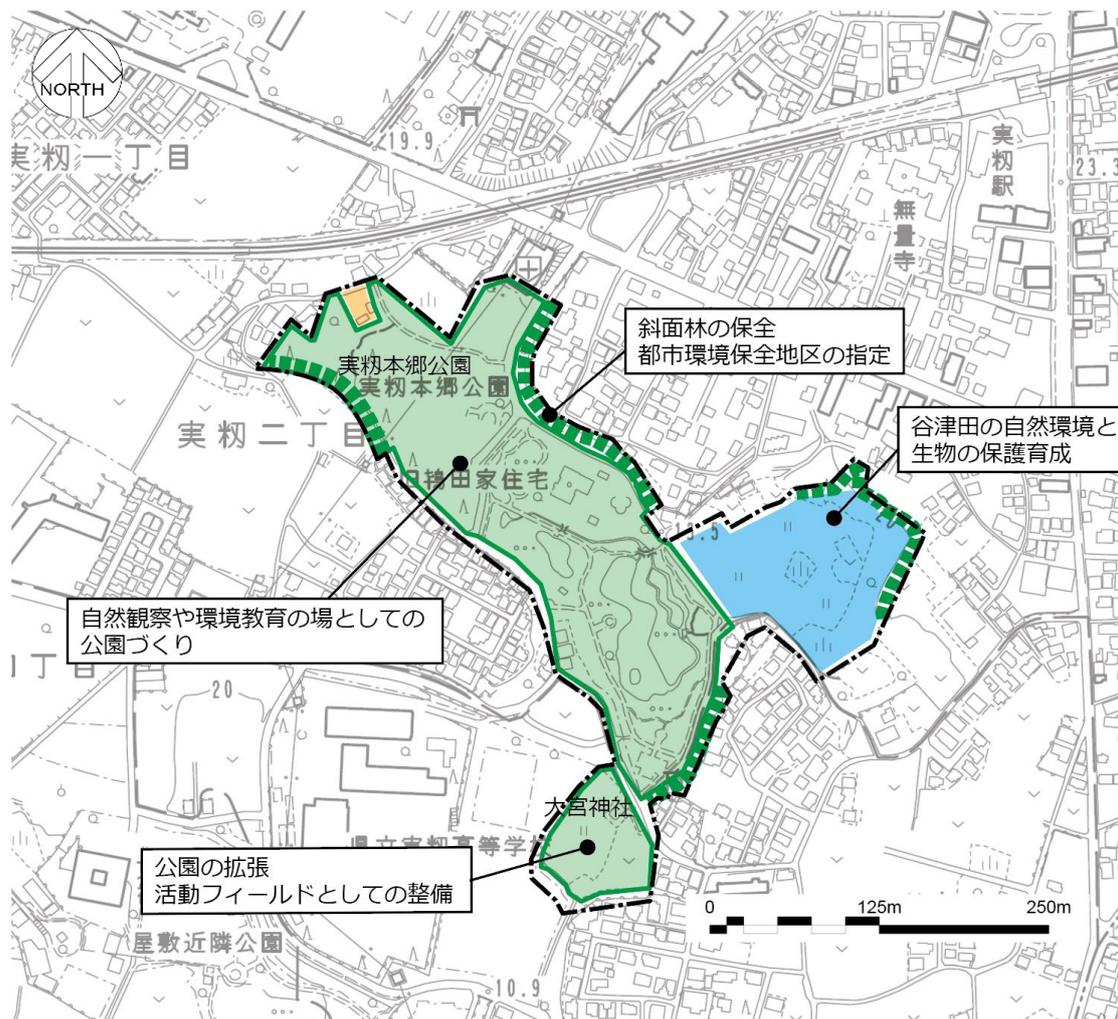




## ② 保全の目標と基本方針

保全の目標	“自然と親しむことのできる習志野の原風景の保全”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊かな自然環境や田園風景の維持・保全を図りながら、自然観察や自然とのふれあいの場として、また子ども達の環境教育の場として活用を図ります。</li> <li>● 自然保護地区の谷津田は、自然環境と生き物の保護育成を図ります。</li> <li>● 地区の南側に公園を拡張し、活動フィールドとなる広場の整備を図ります。</li> <li>● 斜面林に対して都市環境保全地区の指定の拡大や、法律に基づく保存樹林の指定を検討します。</li> <li>● 自然保護活動団体や地域の人々との連携を図りながら、樹林の保存、生物の生息地の管理を行います。</li> </ul>

実籾地区方針図



## 2 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、緑化の重点的な推進を図るべき地区について設定し、地区内の詳しい緑化の方針を明らかにするものです。この地区に対しては、市の緑化のモデルとなるよう集中的に緑化事業を進めていきます。

### 緑化重点地区設定の対象となる項目

- 駅前等の都市のシンボルとなる地区
- 特に緑の少ない地区
- 風致地区等で都市の風致の維持・創出が特に重要な地区
- 一時避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区
- 緑化の推進に関して住民の意識が高い地区
- 市街地開発事業の予定地区
- 緑地協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- 都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区
- 公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

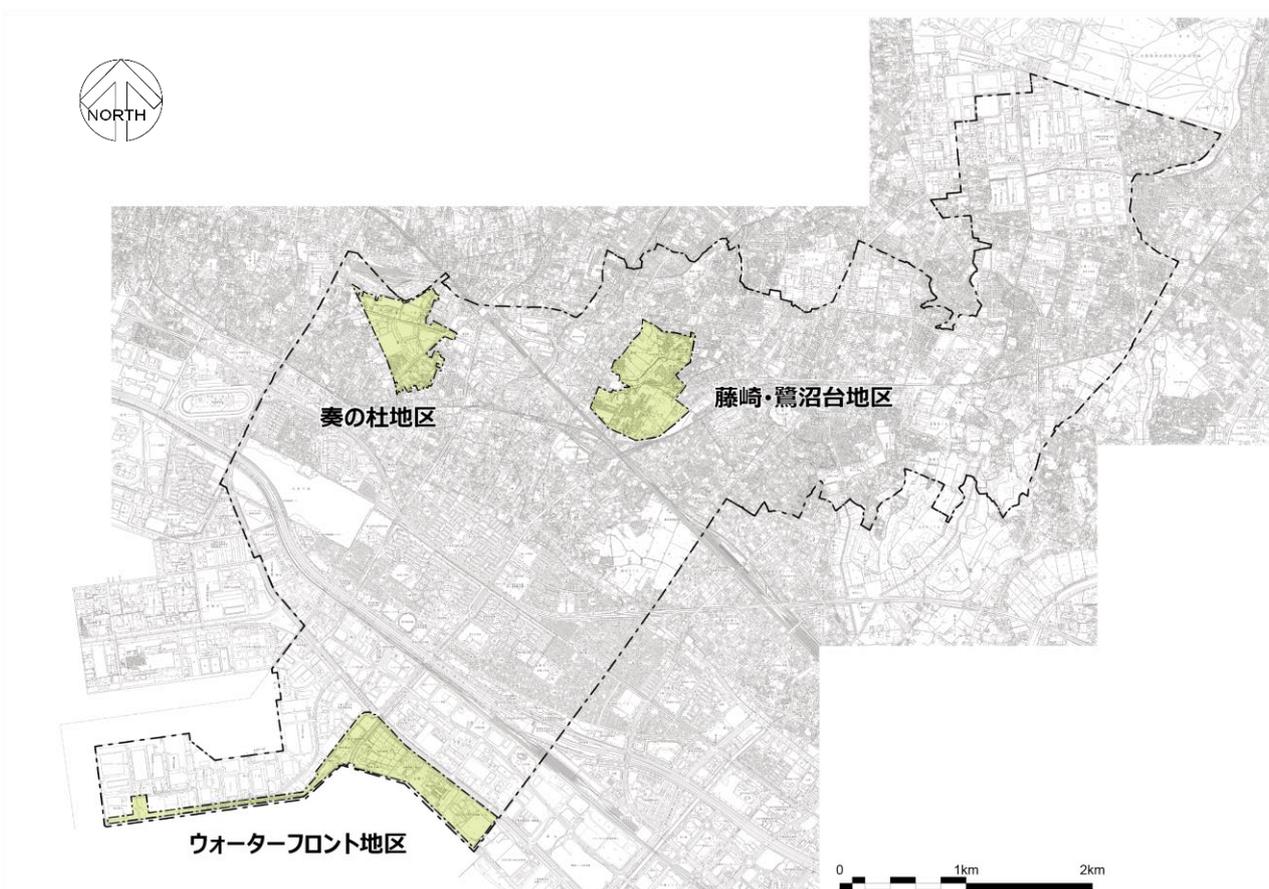
ほかに、次のような制度を用いて、緑化事業を推進していくことが可能です。

- 緑地協定
- 市民緑地（市民緑地契約）
- 地区計画
- 緑化地域 等

本計画では、「総合的な緑地の配置方針」に示した「緑と水の拠点」及び「緑と水の副拠点」から、以下の3つの地区について緑化重点地区を設定します。

- 藤崎・鷺沼台地区
- ウォーターフロント地区
- 奏の杜地区

緑化重点地区位置図

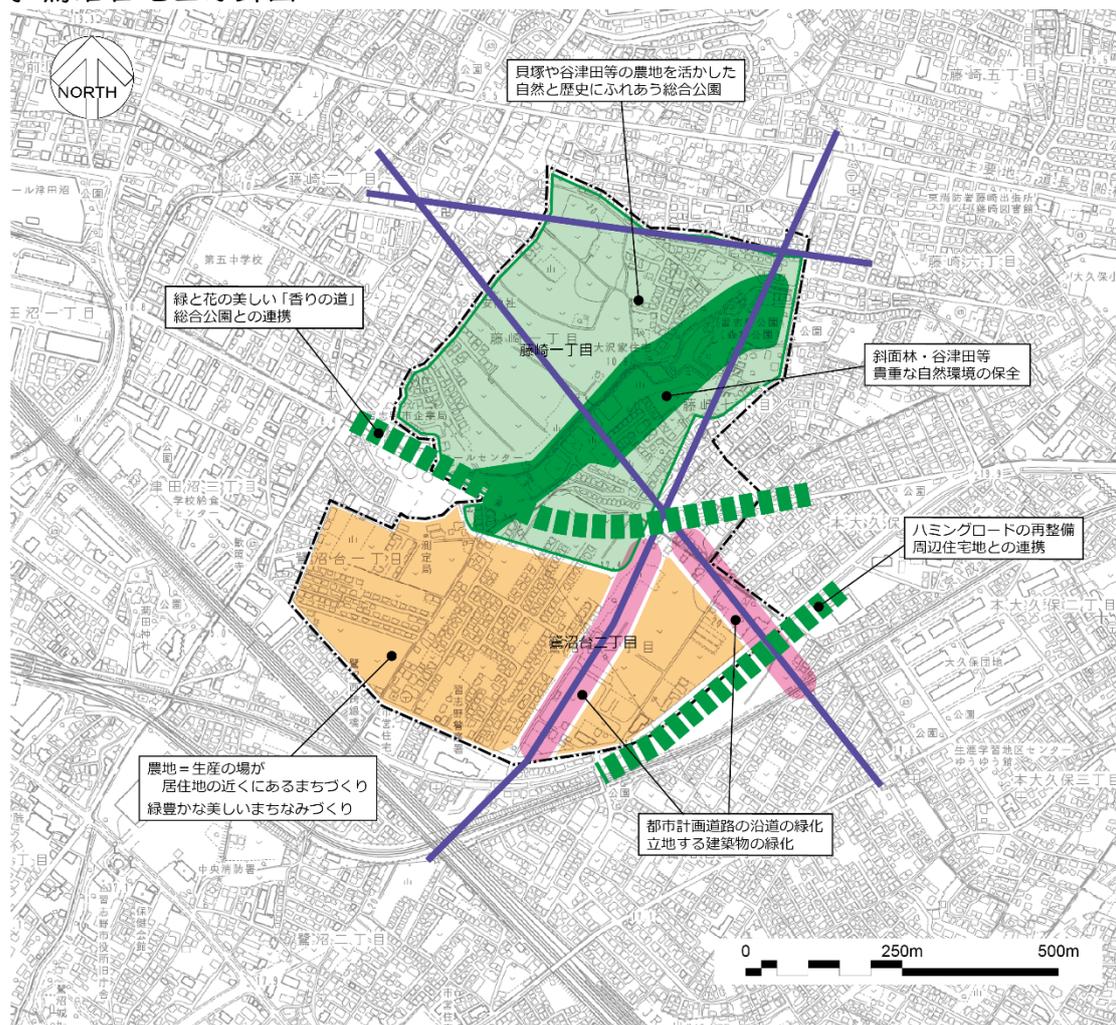




## ② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	“自然と歴史を活かした緑の拠点と緑あふれるまちの創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 藤崎・鷺沼台の市街化調整区域内に位置する藤崎森林公園を拡充し、総合公園を整備します。県指定史跡・藤崎堀込貝塚等貴重な文化財や周辺の谷津田と一体となった、自然と歴史にふれあう拠点とします。また斜面林・谷津田等、貴重な自然環境を保全します。</li> <li>● ハミングロード及び香りの道は、緑と水の軸として、緑と水と花の美しい道として整備します。</li> <li>● 都市計画道路とその沿線は、積極的に緑化を図ります。</li> <li>● 周辺の住宅地との調和を図りながら、緑の美しいまちなみを創出します。</li> </ul>

藤崎・鷺沼台地区方針図



## (2) ウォーターフロント地区

### ① 地区の現況と課題

- 本地区は、東京湾に面した業務地区と、海浜公園・茜浜緑地といった緑地の連続する地区となっています。
- 東京湾を一望する海辺の景観が得られる地区となっています。また茜浜緑地は、国土交通省関東地方整備局の「関東の富士見百景」に認定されています。
- 東京湾沿岸部は、東京湾全体の環境に配慮した上で、ウォーターフロントのあり方を検討する必要があります。

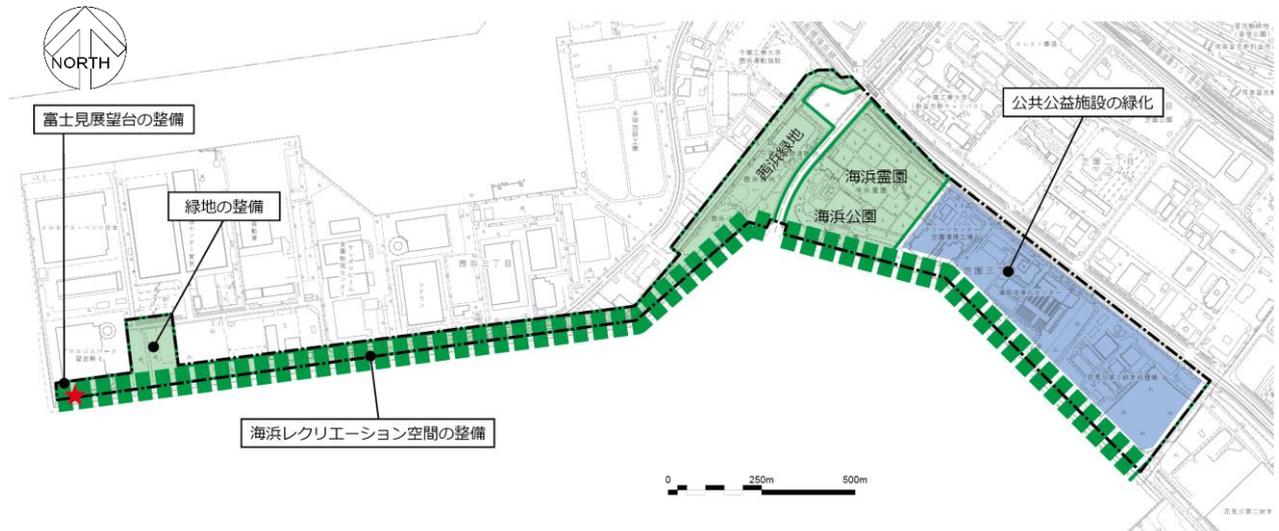
ウォーターフロント地区 区域図



## ② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	“海とふれあえる美しいウォーターフロントの創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 臨海部は、海浜レクリエーション空間の整備を進め、海とふれあうことのできる拠点とします。</li> <li>● 海辺の景観を活かした都市緑地を整備します。</li> <li>● 公共公益施設は、積極的な緑化を図ります。</li> <li>● 富士見展望台の整備を図ります。</li> </ul>

ウォーターフロント地区方針図

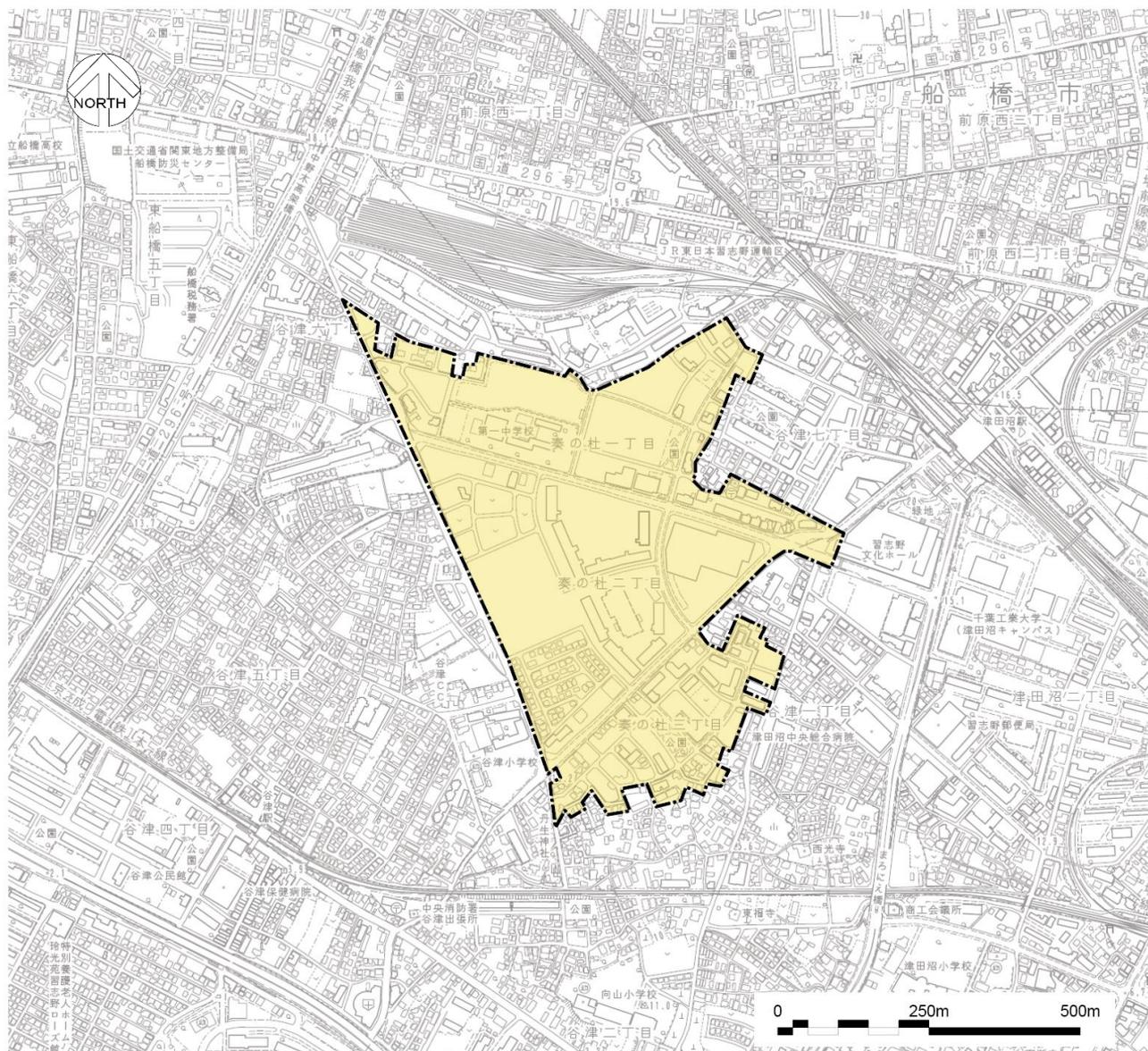


### (3) 奏の杜地区

#### ① 地区の現況と課題

- JR津田沼駅の南口に隣接した地区であり、土地区画整理事業によって、中心市街地として商業地区・都市型住宅地等の複合的な土地利用が計画され、積極的な緑化が図られました。持続的に緑を守り育てることが必要です。

奏の杜地区 区域図



## ② 緑化推進の目標と基本方針

緑化の目標	“快適なまち歩きを楽しめる緑豊かな公園都市の創出”
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅に隣接した新しい市街地として、商業施設や高層住宅地は、緑豊かな都市環境を創出する地区とします。</li> <li>● 地区の南西側は、近隣公園と集合農地の連続した緑の帯を形成し、身近な憩いの場とします。</li> <li>● 香りの道は、緑と花の美しい道として近隣公園との連携を図っていきます。</li> <li>● 中層・低層住宅地は、緑と花のまちなみを持続的に守り育てます。</li> <li>● 都市計画道路とその沿線は、緑の保全に努めます。</li> </ul>

### 奏の杜地区方針図

